

【 投薬 】

194 非ステロイド性消炎鎮痛剤を投与した場合の抗NSAID潰瘍剤の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

次の場合の抗NSAID潰瘍剤（サイトテック錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の傷病名がなく、非ステロイド性消炎鎮痛剤を投与している場合
- (2) 胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の傷病名があり、非ステロイド性消炎鎮痛剤を投与していない場合

○ 取扱いを作成した根拠等

抗NSAID潰瘍剤であるミソプロストール（サイトテック錠）の添付文書の効能・効果は「非ステロイド性消炎鎮痛剤の長期投与時にみられる胃潰瘍及び十二指腸潰瘍」で、効能又は効果に関連する注意に「本剤は原則として非ステロイド性消炎鎮痛剤を3ヵ月以上長期投与する必要がある関節炎患者等の胃潰瘍及び十二指腸潰瘍の治療にのみ用いること。」と記載されている。

以上のことから、(1)胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の傷病名がなく、非ステロイド性消炎鎮痛剤を投与している場合、(2)胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の傷病名があり、非ステロイド性消炎鎮痛剤を投与していない場合の抗NSAID潰瘍剤（サイトテック錠等）の算定は、原則として認められないと判断した。